

小川村社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小川村社会福祉協議会（以下「当法人」という。）の定款第10条、第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の額)

第2条 役員等が理事会及び評議員会等に出席したときは報酬を支給する。

報酬は、総額の範囲内で次の各号に定めるところによるものとする。ただし関係行政機関からの理事及び評議員には支給しない。

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 理事 | 日額 6,400円 (総額 230,000円) |
| (2) 監事 | 日額 6,400円 (総額 70,000円) |
| (3) 評議員 | 日額 4,700円 (総額 100,000円) |

(日額報酬の支給等)

第3条 第2条の規定による役員等の日額報酬は、次の各号により支給するものとする。

- (1) 会議等の開会が午前中であり、実質の会議等の時間が概ね4時間を超える場合、日額の全額を支給する。
- (2) 実質の会議等の時間が5時間を超える場合、日額の全額を支給する。
- (3) 前2号以外の会議等の時間の場合、日額の半額を支給する。

(旅費による費用弁償)

第4条 役員等が、村外に出張したときは、当法人旅費規程により、その費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

平成20年5月29日施行、平成20年4月1日適用の規程は、平成29年3月31日廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。